

# **建築・開発等の窓口案内【手続・キーワード索引付】**

**— 横浜市 建築局 情報相談課 —**

令和4年10月改訂

この冊子は、横浜市における建築や開発に関連する諸手続の窓口を一覧にしたものです。

手続名及び概要、種別（建築行為・開発行為・その他の行為の別）、対象となる地域と対象行為、窓口の連絡先等を掲載しています。

ご自分の計画が建築行為か開発行為かによって、必要となる手続及び窓口などが概ね把握できるようになっています。

窓口の一覧は組織別に掲載していますが、特定の手続についてお知りになりたい方は、手続のキーワードを集めた「50音索引」からお探しいただくと便利です。

掲載内容について変更等が発生した場合は、順次反映させてまいります。手続の種類が多岐にわたるため必ずしも最新の情報が掲載されているわけではありませんのでご了承ください。

また、別途、「複数課にまたがるよくある質問の窓口案内」もご参照ください。

なお、手続の要否等の詳細につきましては、必ずご自分で所管窓口を確認してください。

※建築や開発に係るご相談窓口の問合せは、建築局情報相談課(045-671-2953)へ。

---

◆建築局	<a href="#">P 1</a>	◆子ども青少年局	<a href="#">P 28</a>
◆都市整備局	<a href="#">P 9</a>	◆市民局	<a href="#">P 28</a>
◆環境創造局	<a href="#">P 14</a>	◆教育委員会事務局	<a href="#">P 29</a>
◆道路局	<a href="#">P 20</a>	◆水道局	<a href="#">P 29</a>
◆資源循環局	<a href="#">P 21</a>	◆交通局	<a href="#">P 29</a>
◆消防局	<a href="#">P 23</a>	◆各区役所 (一部他局にも記載あり)	<a href="#">P 30</a>
◆経済局	<a href="#">P 26</a>	◆外部機関	<a href="#">P 31</a>
◆健康福祉局	<a href="#">P 27</a>		
◆港湾局	<a href="#">P 27</a>		

## 50音索引

### あ行

アスベスト (吹付アスベスト解体作業時の届出)	<a href="#">P.15</a>	一団地認定	<a href="#">P.5</a>	一般相談	<a href="#">P.1</a>	雨水浸透阻害行為の許可	<a href="#">P.19</a>
屋外広告物設置許可	<a href="#">P.13</a>						

### か行

開削工事、トンネル工事	<a href="#">P.15</a>	景観計画区域内の届出	<a href="#">P.12</a>	建築基準条例の許可	<a href="#">P.5</a>	公衆浴場法	<a href="#">P.30</a>
開発許可	<a href="#">P.3</a>	(みなとみらい21新港地区の場合)	<a href="#">P.28</a>	建築基準法の許可・認定	<a href="#">P.5</a>	工場立地法	<a href="#">P.26</a>
開発事業の調整等に関する条例	<a href="#">P.2</a>	危険物施設の設置	<a href="#">P.24</a>	建築協定	<a href="#">P.10</a>	境界調査図	<a href="#">P.21</a>
開発登録簿の閲覧、写しの交付	<a href="#">P.1</a>	急傾斜地	<a href="#">P.31</a>	建築計画概要書の閲覧	<a href="#">P.1</a>	国道境界	<a href="#">P.32</a>
確認申請(意匠・構造・設備)	<a href="#">P.6</a>	狭あい道路	<a href="#">P.6</a>	建築物環境配慮制度(CASBEE横浜)	<a href="#">P.4</a>	ごみ集積場所設置基準	<a href="#">P.21</a>
火災予防条例	<a href="#">P.23</a>	近郊緑地特別保全地区	<a href="#">P.17</a>	建築物シックハウス対策ガイドライン	<a href="#">P.30</a>	国有地	<a href="#">P.32</a>
ガス事業法	<a href="#">P.31</a>	掘削・工事排水	<a href="#">P.14</a>	建築物省エネ法	<a href="#">P.4</a>	工業集積地域	<a href="#">P.8</a>
仮設興行場等の許可	<a href="#">P.6</a>	クリーニング業法	<a href="#">P.30</a>	建築物の解体工事の届出	<a href="#">P.22</a>		
河川・占用許可・自費工事	<a href="#">P.20</a>	京浜急行沿線近接工事	<a href="#">P.31</a>	建築物の検査	<a href="#">P.7</a>		
仮使用認定	<a href="#">P.7</a>	下水道条例	<a href="#">P.19</a>	高圧線下建築制限	<a href="#">P.31</a>		
環境影響評価	<a href="#">P.15</a>	下水道法(公共下水道)	<a href="#">P.19</a>	興行場法	<a href="#">P.30</a>		
幹線道路等の集合住宅の騒音	<a href="#">P.15</a>	建設リサイクル法	<a href="#">P.22</a>	工業地域等共同住宅建築指導基準	<a href="#">P.26</a>		

### さ行

再生可能エネルギー導入検討	<a href="#">P.14</a>	指定確認検査機関	<a href="#">P.8</a>	住宅宿泊事業法	<a href="#">P.27</a>	森林法(1ha以下の民有林の伐採)	<a href="#">P.17</a>
相模鉄道沿線近接工事	<a href="#">P.31</a>	指定事業所	<a href="#">P.14</a>	住宅用家屋証明	<a href="#">P.1</a>	水質汚濁防止法	<a href="#">P.19</a>
JR東日本沿線近接工事	<a href="#">P.31</a>	自転車駐車場附置義務条例	<a href="#">P.21</a>	住居表示	<a href="#">P.28</a>	水路占用許可・自費工事	<a href="#">P.20</a>
JR東海(東海道新幹線)沿線近接工事	<a href="#">P.31</a>	私道の変更・廃止	<a href="#">P.6</a>	浄化槽設置	<a href="#">P.22</a>	水路の改廃	<a href="#">P.20</a>
市街化調整区域における建築許可	<a href="#">P.3</a>	斜面地における地下室建築物	<a href="#">P.3</a>	消防法	<a href="#">P.23</a>	生活環境の保全等に関する条例	<a href="#">P.14</a>
市街地開発事業施行区域	<a href="#">P.9</a>	集合住宅防音対策	<a href="#">P.15</a>	消防用設備等の設置	<a href="#">P.23</a>	生産緑地	<a href="#">P.16</a>
市街地環境設計制度	<a href="#">P.4</a>	集合住宅等建設計画届出書	<a href="#">P.27</a>	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱所	<a href="#">P.24</a>	騒音規制法	<a href="#">P.15</a>
シーサイドライン沿線近接工事	<a href="#">P.31</a>	受水槽施設等	<a href="#">P.30</a>	振動規制法	<a href="#">P.15</a>		

## 50音索引

### た行

大規模建築物の駐車施設(県警)	<a href="#">P.32</a>	地区計画	<a href="#">P.11</a>	道路位置指定	<a href="#">P.5</a>	都市景観協議	<a href="#">P.13</a>
大規模共同住宅の保育施設設置	<a href="#">P.28</a>	中高層建築物条例	<a href="#">P.1</a>	道路占用	<a href="#">P.20</a>	(みなとみらい21新港地区の場合)	<a href="#">P.28</a>
大規模小売店舗	<a href="#">P.26</a>	駐車場条例	<a href="#">P.6</a>	道路台帳等の閲覧	<a href="#">P.21</a>	特別緑地保全地区	<a href="#">P.18</a>
大規模土地取引前の届出	<a href="#">P.8</a>	駐車場法	<a href="#">P.13</a>	道路認定	<a href="#">P.20</a>	都市計画事業地内の許可	<a href="#">P.9</a>
台帳記載証明書	<a href="#">P.1</a>	長期優良住宅建築等計画の認定	<a href="#">P.4</a>	道路の判定(建築基準法)	<a href="#">P.5</a>	都市計画施設内等の許可	<a href="#">P.9</a>
宅地造成	<a href="#">P.3</a>	定期報告(建築物等)	<a href="#">P.7</a>	道路法	<a href="#">P.20</a>	土壤汚染	<a href="#">P.14</a>
地域まちづくり推進条例	<a href="#">P.11</a>	低炭素建築物新築等計画の認定	<a href="#">P.4</a>	道路の自費工事申請	<a href="#">P.20</a>	都市緑地法	<a href="#">P.17</a>
地域冷暖房推進指針	<a href="#">P.14</a>	電気事業法	<a href="#">P.31</a>	特定建設作業実施届出	<a href="#">P.15</a>	土地区画整理事業地内の許可	<a href="#">P.10</a>
地下室マンション	<a href="#">P.2</a>	電波法	<a href="#">P.32</a>	特定建築物の事前指導・使用開始	<a href="#">P.30</a>	土地利用総合調整会議	<a href="#">P.8</a>
地下排水槽	<a href="#">P.19</a>	東急東横線近接工事	<a href="#">P.31</a>	特定開発事業温暖化対策計画書	<a href="#">P.32</a>		
		動物の愛護及び管理に関する法律	<a href="#">P.30</a>	特定都市河川浸水被害対策法	<a href="#">P.20</a>		

### な行

農地転用	<a href="#">P.16</a>	農用地利用計画	<a href="#">P.16</a>
------	----------------------	---------	----------------------

### は行

排煙・換気等(設備)	<a href="#">P.6</a>	美容師法	<a href="#">P.30</a>	文化財保護条例	<a href="#">P.29</a>
廃棄物・再利用対象物	<a href="#">P.22</a>	風俗営業法	<a href="#">P.32</a>	文化財保護法	<a href="#">P.29</a>
排水設備等	<a href="#">P.19</a>	風致地区	<a href="#">P.4</a>	墓地等の経営、変更許可	<a href="#">P.27</a>
伐採届	<a href="#">P.17</a>	福祉のまちづくり条例	<a href="#">P.3</a>		
バリアフリー法の認定	<a href="#">P.3</a>	(建築物以外)	<a href="#">P.27</a>		

### ま行

街づくり協議地区	<a href="#">P.12</a>	緑の環境をつくり育てる条例	<a href="#">P.16</a>	みなと色彩計画	<a href="#">P.28</a>	みなとみらい線沿線近接工事	<a href="#">P.31</a>
----------	----------------------	---------------	----------------------	---------	----------------------	---------------	----------------------

### や行

用途地域	<a href="#">P.1</a>	横浜市営地下鉄沿線近接工事	<a href="#">P.31</a>	横浜都心機能誘導地区建築条例	<a href="#">P.5</a>
------	---------------------	---------------	----------------------	----------------	---------------------

### ら行

リサイクル法	<a href="#">P.22</a>	緑地の保存等に関する協定	<a href="#">P.16</a>	緑化地域制度	<a href="#">P.17</a>	臨港地区	<a href="#">P.27</a>
旅館業法	<a href="#">P.30</a>	緑化協議	<a href="#">P.17</a>	理容師法	<a href="#">P.30</a>		

### わ行

--	--	--	--	--	--	--	--

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建築局	建築・宅地に関する一般 相談・窓口案内		○	○		全域			建築局 情報相談課	市庁舎 2階	045- 671-2953
	建築計画概要書の閲覧	建築計画概要書の閲覧 (コピー可) (S46.1.1)	○			全域	昭和46年1月以降の物件	建築確認後	建築局 情報相談課		045- 671-4503
	住宅用家屋証明書	新築・未使用物件			○	全域			建築局 情報相談課		045- 671-4503
		中古物件			○	当該区			各区役所税務課	各区役所 (各区HPは、横浜市役所トップ ページ画面左の「市の組織」の地 図で区を選んでご覧ください)	
	台帳記載証明書	建築確認申請台帳記載事 項の証明	○			全域			建築局 情報相談課	市庁舎 2階	045- 671-4503
		宅地造成工事許可申請台 帳記載事項の証明		○		全域			建築局 情報相談課		045- 671-4503
	開発登録簿の閲覧、写し 交付			○		全域	開発許可になった調書(概要)、土地 利用計画図(平面図)の閲覧、写しの		建築局 情報相談課		045- 671-4503
	用途地域等、都市計画 施設等の都市計画決定 線の位置確認		○	○	○	全域	用途地域等が敷地内でまたがる場 合、都市計画施設が敷地にかかる場 合	計画立案の前	建築局 都市計画課		045- 671-3510
	中高層建築物等の建築 計画に担当事前説明 手続き(中高層建築物条 例)	・中高層建築物等の建築 に伴う紛争防止 ・近隣住民への事前説明 (建築計画・解体工事計 画)	○			住居系用途 地域	高さ10m超、延べ面積1,000㎡超又 は特定用途建築物(ホテル・カラオケ・ ぱちんこ屋)の建築等	建築確認申請や 建築基準法等に 基づく許可申請 の概ね50日以上 前	建築局 情報相談課	市庁舎 25階	045- 671-2350
	同上の手続に伴う既存 建築物の解体工事計画 に担当事前説明手続					非住居系用 途地域	高さ15m超の建築等 (近商・準工地域では、ぱちんこ屋の 建築等)				
		○			中高層建築物等の標識を設置した後に行う、主要 構造部が非木造の既存建築物の解体工事						

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			対象エリア	手続対象 対象行為等	手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他				課名	場所	電話
建築局	開発事業の調整等に関する条例の手続 (横浜市開発事業の調整等に関する条例)	開発事業計画の事前説明等の手続	○	○		全域	①開発行為(市街化区域500㎡以上／市街化調整区域500㎡以上) ②大規模な共同住宅の建築(商業系用途地域200戸以上／その他100戸以上) ③市街化調整区域における建築物の建築(敷地面積3,000㎡以上) ④宅地造成(市街化区域500㎡以上／市街化調整区域500㎡以上) ⑤斜面地開発行為(地下室建築物を建築する目的で行う開発行為) ⑥道路位置指定を伴う開発行為(市街化区域500㎡未満)現状尊重型を除く	開発:都市計画法29条 申請前 大規模共住:建築確認申請の前 宅造:申請前 位置指定:工事着手前	②大規模な共同住宅の建築の場合 →建築局 情報相談課	市庁舎 25階	情報相談課 045- 671-2350
							①④⑤⑥(市街化区域の場合) →建築局 宅地審査課	市街化区域(宅地審査課) 045- 671-4515~8 市街化調整区域(調整区域課) 045- 671-4521			
	同上の縦覧, 閲覧	開発事業計画台帳の閲覧 開発事業計画書の縦覧		○	○		全域			建築局 情報相談課	市庁舎 2階
	同上の閲覧	開発事業計画台帳の閲覧 開発事業計画書の閲覧		○	○		当該区のみ	開発事業計画書 提出後	各区役所区政推進課	各区役所 (各区HPは、横浜市役所トップページ画面左の「市の組織」から区を選んでご覧ください)	

手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
		建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
横浜市斜面地における 地下室建築物の建築及 び開発の制限等に関する 条例の手続き	斜面地における地下室建 築物の階数や盛土・緑化 の規定等	○	○		全域	都市計画法第29条の許可を要する 開発行為で、地下室建築物の建築を 目的とするもの(斜面地開発行為)	開発事業調整条 例の手続きと並 行(同意の前)	市街化区域で500 ㎡以上の場合 →建築局 宅地審査課	市庁舎 25階	
								市街化調整区域の 場合 →建築局 調整区域課		
開発行為の許可手続き	開発行為の許可基準に基 づく審査及び指導		○		全域	市街化区域500㎡以上の開発行為 (建築等を目的とする土地の区画形 質の変更)	開発事業調整条 例の同意後	建築局 宅地審査課		宅地審査課(市街 化区域) 【旭・保土ヶ谷・ 瀬谷・泉・南】 045- 671-4516 【港南・磯子・金 沢・戸塚・栄】 045- 671-4517 【緑・青葉・都筑】 045- 671-4515 【鶴見・神奈川・ 西・中・港北】 045-671-4518
						市街化調整区域の開発行為	開発事業調整条 例が適用になる 場合は同意後 建築確認申請の 前	建築局 調整区域課		
宅地造成行為の許可手 続き	宅地造成等に関する許可 基準に基づく審査及び指 導		○	○	宅地造成工 事規制区域	市街化区域の宅地造成行為	建築確認申請の 前	建築局 宅地審査課		調整区域課(市街 化調整区域)  045- 671-4521
						市街化調整区域の宅地造成行為		建築局 調整区域課		
市街化調整区域にお ける建築許可等(都市計 画法第43条)	市街化調整区域における 建築行為の許可	○			市街化調整 区域	開発許可を受けた土地以外の土地 における建築行為	建築確認申請の 前 (敷地面積が 3,000㎡以上のも のは開発事業調 整条例の同意 後)	建築局 調整区域課	市庁舎 25階	
バリアフリー法の認定	建築物等のバリアフリーに 関する市長の認定	○		○	全域	特定建築物の建築、修繕又は模様 替をする場合(任意)	計画立案の前 (概ね半年から1 年以上前)	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)		045- 671-4510
横浜市福祉のまちづくり 条例に基づく協議(建築 物)	建築物に関する事前協 議・完了届出	○		○	全域	建築物を建築、増改築、大規模な修 繕若しくは模様替え又は用途変更す る場合	建築確認申請の 40日(一部30日) 以上前	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)		045- 671-4510

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
	建築物省エネ法に基づく 適合性判定・届出(建築物)	建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律 に基づく適合性判定・届出	○			全域	届出: 床面積300㎡以上の建築物の新築・ 増改築 適合性判定: 床面積200㎡以上の非住宅の新築 等	届出:工事着手 の21日前 適合性判定:建 築確認申請の前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)		045- 671-4526
建築局	建築物省エネ法に基づく の認定	建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律 に基づく性能向上計画の 認定(容積率特例)	○			全域	認定を受ける建築物	工事着手前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)		045- 671-4526
		建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律 に基づく基準適合の認定 (表示制度)			○	全域	認定を受ける建築物(既存建築物)	工事完了後			
	建築物環境配慮制度 (CASBEE横浜)	建築物環境配慮計画の届 出	○			全域	床面積2,000㎡以上の建築物 (床面積2,000㎡未満については希望 者のみ)	建築確認申請の 21日前 (床面積2,000㎡ 未満については 工事着手前)	建築局 建築企画課 (建築環境担当)		045- 671-4526
	風致地区内行為許可の 相談・審査	風致地区における風致維 持のための行為許可	○	○	○	風致地区内	・建築物の建築その他の工作物の築 造等 ・宅地の造成、土地の形質の変更等 ・木竹の伐採 ・土石の類の採取または堆積 ・水面の埋立てまたは干拓 ・建築物等の色彩の変更 ・屋外における土石、廃棄物又は再 生資源の堆積	(建築物) 建築確認申請の 前 (開発行為) 都市計画法32条 協議時 (その他) 工事の着手前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)	市庁舎 25階	045- 671-4526
	長期優良住宅建築等計 画の認定	長期優良住宅の普及の促 進に関する法律による認 定	○			全域	認定を受ける建築物	工事着手前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)		045- 671-4526
	低炭素建築物新築等計 画の認定	都市の低炭素化の促進に 関する法律による低炭素 建築物の認定	○			市街化区域	認定を受ける建築物	工事着手前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)		045- 671-4526
	市街地環境設計制度	建築基準法、高度地区の 制限を超える許可	○			市街化区域	高さ・容積率制限を超える許可を受 ける建築物	建築確認申請の 前	建築局 市街地建築課 (市街地担当)		045- 671-4525



	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
	横浜都心機能誘導地区 建築条例の許可(市街地 環境設計制度)	関内駅及び横浜駅周辺の 都心機能誘導地区におけ る住宅等の建築制限の適 用除外許可	○			都心機能誘 導地区	住宅等の容積率制限を超える許可を 受ける建築物	建築確認申請の 前	建築局 市街地建築課 (市街地担当) ※市街地環境設計 制度による緩和		045- 671-4525
建築局	一団地認定・連担建築物 設計制度	建築基準法の制限を超え る認定	○			市街化区域	認定を受ける建築物	建築確認申請の 前	建築局 市街地建築課 (市街地担当)	市庁舎 25階	045- 671-4525
	建築基準法の許可・認定	建築基準法に基づく特例 許認可(新規の敷地分 割、接道・路地状敷地、仮 設建築物除く)	○			全域	許可・認定を受ける建築物	建築確認申請の 前	建築局 市街地建築課 (市街地担当)		045- 671-4525
	建築基準条例の許可	建築基準条例に基づく許 可	○			全域	許可を受ける建築物 (①接道規定以外の許可) (②接道規定の許可)	建築確認申請の 前	建築局 市街地建築課 (①市街地担当) (②建築許認可担 当)		①市街地担当 045-671-4525 ②建築許認可担 当 045-671-4510
	建築基準法第43条第2 項第1号の認定及び第2 号の許可		○			全域	建築基準法第43条第2項第1号の認 定及び第2号の許可を受ける建築物	建築確認申請の 前	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)		045- 671-4510
	建築基準法第53条の2 第1項第3号の許可		○			全域	建築基準法第53条の2第1項第3号 の許可を受ける建築物	建築確認申請の 前	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)		045- 671-4510
	建築基準法上の道路の 判定		○	○	○	全域	建築物の建築、工作物の築造、開発 行為等	計画立案の前	建築局 建築指導課 (指導担当)		045- 671-4531
	道路位置指定(開発型)	建築基準法第42条第1項5 号による道路		○		全域	開発許可対象とならない500㎡未 満の土地に限る(市街化区域の場合) *市街化調整区域内については、調 整区域課へ確認	開発事業調整条 例の同意後	市街化区域の場合 →建築局 宅地審査課 市街化調整区域の 場合 →建築局 調整区域課		宅地審査課 045-671-4515~8 調整区域課 045-671-4521
	道路位置指定(現状尊重 型)	建築基準法第42条第1項5 号による道路			○	全域			事前審査願要		建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建築局	建築基準法上の私道の 変更・廃止		○	○	○	全域	建築物の建築、工作物の築造、開発 行為等	計画立案の前	建築局 建築指導課 (指導担当)	市庁舎 25階	045- 671-4531
	狭あい道路の整備の促 進に関する条例の手続き	狭あい道路整備促進路線 に接する敷地における建 築確認等の際、事前に協 議が必要	○		○	狭あい道路 整備促進路 線に接する 土地	建築確認申請、都市計画法・建築基 準法等の規定に基づく認定又は許可 (一部除く)申請を行う場合等 開発の許可を要する場合は適用除 外(協議不可)	建築確認申請や 建築基準法等に 基づく許可申請 の30日以上前	建築局 建築防災課		045- 671-4544
	仮設建築物の許可	建築基準法第85条仮設興 行場等の許可	○			全域	建築基準法第85条仮設興行場等の 許可を受ける建築物	建築確認申請の 前	建築局 建築指導課 (指導担当、意匠担 当)		・指導担当 045- 671-4531 ・意匠担当 045- 671-4552
	駐車場条例の手続	附置義務駐車場の届出	○			市街化調整 区域と1低 専、2低専 を除く全域	用途地域により一定規模を超えた建 築物	建築確認申請の 前	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)		045- 671-4510
	建築確認申請	建築物の確認申請	○			全域	建築物の建築等	工事着手前(確 認申請)	指定確認検査機関に確認申請する場合 →各指定確認検査機関  本市に確認申請す る場合 →建築局 建築指導課 (指導担当、意匠担 当、構造担当、設 備担当)	市庁舎 25階	・指導担当 045- 671-4531 ・意匠担当 045- 671-4552 ・構造担当 045- 671-4536 ・設備担当 045- 671-4538
	工作物(除:擁壁)の確 認申請・検査	工作物(擁壁を除く)に関 する確認申請・検査	○			全域	工作物(擁壁を除く)の築造	・工事着手前(確 認申請) ・工事完了時(工 作物の完了検 査)	指定確認検査機関に確認申請する場合 →各指定確認検査機関  本市に確認申請す る場合 →建築局 建築指導課 (構造担当)	市庁舎 25階	045- 671-4536

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建築局	昇降機・遊戯施設の確認 申請・検査	昇降機・遊戯施設の確認申 請・検査	○			全域	昇降機・遊戯施設の設置	・工事着手前(確 認申請) ・工事完了時(完 了検査)	指定確認検査機関に確認申請する場合 →各指定確認検査機関 本市に確認申請す る場合 →建築局 建築指導課 (設備担当)	市庁舎 25階	045- 671-4538
	建築物の検査	建築物の検査	○			全域	建築物の検査(中間・完了)	・特定工程到達 時(中間検査) ・工事完了時(完 了検査)	指定確認検査機関に確認申請する場合 →各指定確認検査機関 本市に検査申請す る場合 →建築局 建築指導課 (指導担当、意匠担 当、構造担当)	市庁舎 25階	・指導担当 045- 671-4531 ・意匠担当 045- 671-4552 ・構造担当 045- 671-4536
	建築物の仮使用認定	使用認定	○			全域	仮使用認定	仮使用前(仮使 用認定)	建築局 建築指導課 (指導担当、意匠担 当)	市庁舎 25階	・指導担当 045- 671-4531 ・意匠担当 045- 671-4552
	建築物等の定期報告	建築物等(建築物、建築 設備、防火設備、昇降機、 遊戯施設)の定期的な調 査・点検結果の報告			○	全域	※建築物・建築設備・防火設備 一定規模を超える興行場、集会場、ホテ ル、旅館、病院、診療所、百貨店、物販 店、飲食店、個室ビデオ店、宿泊を伴う福 祉施設等の建築物、及びこれに設置され ている建築設備、防火設備 ※昇降機・遊戯施設 全て(住戸内等に設置され不特定多数の 利用がないもの及び労働安全衛生法で 指定するものを除く。)	※建築物、建築 設備、防火設備 →建築物の用途 ごとに定められた 提出年度・時期 ※昇降機、遊戯 施設 →毎年検査済証 の交付を受けた 月	建築局 建築指導課 ※建築物、建築設 備、防火設備 →建築安全担当 ※昇降機、遊戯施 設 →設備担当		・建築安全担当 045- 671-4539 ・設備担当 045- 671-4538

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建築局	定期報告概要書の閲覧	建築物等(建築物、建築設備、防火設備、昇降機、遊戯施設)の定期報告概要書の閲覧			○	全域	※建築物・建築設備・防火設備 一定規模を超える興行場、集会場、ホテル、旅館、病院、診療所、百貨店、物販店、飲食店、個室ビデオ店、宿泊を伴う福祉施設等の建築物、及びこれに設置されている建築設備、防火設備  ※昇降機・遊戯施設 全て(住戸内等に設置され不特定多数の利用がないもの及び労働安全衛生法で指定するものを除く。)		建築局 建築指導課 定期報告受付窓口	市庁舎 25階	045-671-4541
	指定確認検査機関の 確認報告に係る指導	指定機関が行った建築確認、検査の報告の指導	○			全域			建築局 建築指導課 (指導担当)		045-671-4531
	工業集積地域における 大規模土地取引前の 届出(横浜市における 工業集積地域に所在す る土地の取引に係る事 前手続に関する要綱)	・土地取引契約の6か月前までに売主が届出を行う。 ・届出を受けた横浜市は土地利用に関する助言を行う。			○	工業集積地域	5,000㎡以上の土地の取引契約	契約の6か月前まで	建築局 企画課 (経済局企業誘致・立地課)		045-671-3655 (045-671-3485)
建築局	横浜市土地利用総合調整会議に関する手続き (横浜市土地利用総合調整会議要綱)	・都市づくりの総合かつ効率的な推進のため、土地利用の総合調整が必要な事業について、事業者は計画の初期段階で相談書を提出。 ・届出を受けた横浜市は、土地利用方針等必要な事項について助言を行う。	○	○	○	全域	・市街化区域(工業系用途地域) 共同住宅:区域面積0.5ha以上または計画戸数100戸以上(鶴見・神奈川・西・港北・戸塚のみ、それ以外は200戸以上) 工業系施設:区域面積3ha以上 その他の用途:区域面積0.5ha以上 ・市街化区域(工業系用途地域以外) 共同住宅:計画戸数100戸以上(鶴見・神奈川・西・港北・戸塚のみ、それ以外は200戸以上) 共同住宅以外:区域面積3ha以上 ・市街化調整区域:区域面積0.3ha以上 ・都市廃棄物処理施設又は処分地等の立地:規模にかかわらず全て	土地取引の前、または、横浜市開発事業の調整等に関する条例等の法令に基づく手続の概ね6か月前まで	建築局 企画課	市庁舎 24階	045-671-3655
	マンション建替え円滑化法に関する手続き	・マンション建替え円滑化法に基づく各種認可申請	○		○		・マンション建替え円滑化法に基づく建替え事業を行うマンション ・マンション建替え円滑化法に基づく敷地売却制度を活用するマンション	・マンション建替え決議又はマンション敷地売却決議のあと ・相談は計画立案段階から	建築局住宅再生課	市庁舎 24階	045-671-2954

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
都市整備局（一部区役所含む）	都市計画施設の区域又は市街地開発事業施行区域内における建築の許可	事業の円滑な施行を確保する等のため、建築物の建築の制限	○			都市計画施設区域内	全ての建築行為	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の前	建築局 都市計画課	市庁舎 25階	045- 671-3510
						市街地開発事業の施行区域			都市整備局 都心再生課 (関内、関外、元町等、桜木町駅周辺、新横浜都心工 都市整備局 横浜駅・みなとみらい推進課 (横浜駅周辺、東神奈川臨海部、京浜臨海部エリア)	市庁舎 29階	045-671- 2693,2673
									都市整備局 市街地整備推進課		045-671- 3738,3519,3799,3513
									都市整備局 綱島駅東口周辺開発事務所		港北区綱島西 1-8-9-501号
都市計画事業地内における都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可(都市計画法第65条)	事業の円滑な施行を確保する等のため、建築物の建築等の行為の制限	○	○	○	都市計画事業認可区域内(都市計画施設)	・建築物その他工作物の新築、改築及び増築 ・土地の形質の変更 ・移動の容易でない物件の設置又はたい積	(建築物) 建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の前 (その他) 工事の着手前	建築局 都市計画課	市庁舎 25階	045- 671-3510	
都市整備局（一部区役所含む）					大場第四地区土地区画整理事業、泉ゆめが丘地区土地区画整理事業、川和町駅周辺西地区土地区画整理事業、川向町南耕地地区土地区画整理事業区域内			都市整備局 市街地整備推進課	市庁舎 29階	045- 671-2678,3519	

手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
		建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
土地区画整理事業施行地区内における土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更及び建築物その他工作物の新築等の許可(土地区画整理法第76条)	事業の円滑な施行を確保する等のため、建築物等行為の制限	○	○	○	北仲通北地区土地区画整理事業、神奈川羽沢南二丁目地区土地区画整理事業区域内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他工作物の新築、改築及び増築</li> <li>・土地の形質の変更</li> <li>・移動の容易でない物件の設置又はたい積</li> </ul>	(建築物) 建築基準法に基づく確認申請や許可申請の前(その他) 工事の着手前	都市整備局 都心再生課		045-671-2673
					東高島駅北地区土地区画整理事業区域内			都市整備局 横浜駅・みなとみらい推進課		045-671-3857
					二ツ橋北部土地区画整理事業区域内			都市整備局二ツ橋北部土地区画整理事務所	瀬谷区二ツ橋 町467-23	045-363-3110
					綱島駅東口周辺地区			都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所	港北区綱島西 1-8-9-501号	045-531-9600
建築協定	建築協定運営委員会への事前協議(建築協定運営委員会の連絡先の確認)	○	○	○	下記【 】の建築協定区域内 【下記を除く地区】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築行為</li> <li>・用途変更</li> <li>・敷地分割 等</li> </ul>	計画立案の前	—	—	—
					【京浜臨海部】			都市整備局 地域まちづくり課	市庁舎 29階	045-671-2667
					【関内・関外等、新横浜周辺】			都市整備局 横浜駅・みなとみらい推進課		045-671-2693
					【青葉区】			都市整備局 都心再生課		045-671-2673
青葉区区政推進課	青葉区役所	045-978-2217								

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
都市整備局（一部区役所含む）	地区計画	地区計画等区域内の行為の届出・事前相談  地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく建築物等の形態意匠の認定申請	○	○	○	下記【 】の地区計画区域内 【下記を除く地区】 【横浜駅周辺、京浜臨海部】 【関内・関外、新横浜駅周辺】 【横浜駅周辺、東神奈川臨海部、京浜臨海部】 【みなとみらい21地区】 【青葉区】  【鶴見潮田・本町通街並み誘導地区】	(届出) ・建築物の建築 ・土地の区画形質の変更等 ・工作物の建設等  ※形態意匠の制限を条例に位置づけている場合は届出のほか認定申請も必要。  (認定申請) ・建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更 ・工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	(届出) 工事に着手する日の30日前まで (建築確認申請を伴う場合、建築確認申請の前)  (認定申請) 建築確認申請の前	—	—	—
									都市整備局 地域まちづくり課	市庁舎 29階	045-671-2667
								都市整備局 横浜駅・みなとみらい推進課	045-671-2693		
								都市整備局 都心再生課	045-671-2673		
								都市整備局 横浜駅・みなとみらい推進課	045-671-2693		
								都市整備局 横浜駅・みなとみらい推進課	045-671-3516		
								青葉区区政推進課	青葉区役所	045-978-2217	
								都市整備局 防災まちづくり推進課	市庁舎 29階	045-671-3595	
	地域まちづくり推進条例(地域まちづくりプラン、地域まちづくりルール)	地域まちづくり組織への事前協議  地域まちづくりルールに関する届出	○	○	○	下記【 】の認定プラン又は認定ルール区域内 【下記を除く地区】 【関内・関外、新横浜駅周辺】 【青葉区】 【まちの不燃化推進事業地区】	・建築行為 ・開発行為 ・工作物の建設及び設置 ・建築物又は工作物の外観の変更 ・土地又は建築物の用途の変更 ・広告物設置 等	(事前協議) プランは計画立案の前、ルールは届出の前  (届出) 建築等の確認・認定・許可申請をしようとする日又は工事に着手する日の30日前まで	—	—	—
								都市整備局 地域まちづくり課	市庁舎 29階	045-671-2667	
								都市整備局 都心再生課		045-671-2673	
								青葉区区政推進課	青葉区役所	045-978-2217	
								都市整備局 防災まちづくり推進課	市庁舎 29階	045-671-3595	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
都市整備局（一部区役所含む）	街づくり協議地区	街づくり協議地区内の建築行為等に関する事前協議	○	○	○	下記【 】の街づくり協議地区内	・建築行為 ・広告物設置 等	計画立案の前	—	—	—
						【下記を除く地区】			都市整備局 地域まちづくり課	市庁舎 29階	045-671-2667
【関内・関外、新横浜駅周辺】	都市整備局 都心再生課	045-671-2673									
【横浜駅周辺・ヨコハマポートサイド地区】	都市整備局 横浜駅・みなとみらい推進課	045-671-2693									
【みなとみらい21中央地区】	都市整備局 横浜駅・みなとみらい推進課	045-671-3516									
【青葉区】	青葉区区政推進課	青葉区役所	045-978-2217								
【綱島駅周辺地区】	都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所	港北区綱島西1-8-9-501号	045-531-9603								
						【上大岡駅周辺地区、鶴ヶ峰駅北地区、二俣川駅周辺地区、金沢文庫駅周辺地区、中山駅周辺地区、大船駅北地区内】			都市整備局 市街地整備推進課	市庁舎 29階	045-671-3799、 3513、3519
景観計画区域内の届出	景観計画に基づく行為の届出	○	○	○	関内地区	・建築物・工作物の新築、増築、外観変更等 ・特定照明(ライトアップ)※一部の地域	工事着手の31日 前まで	都市整備局 都心再生課	市庁舎 29階	045-671-2673	
					山手地区	・建築物・工作物の新築、増築、外観変更等 ・樹高5m又は高さ1.2mの幹の周囲が1.5mを超える木竹の伐採		都市整備局 都心再生課		045-671-2673	



	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
都市整備局 (一部区役所含む)						みなとみらい21中央地区	・建築物の新築、増築、外観変更等		都市整備局 横浜駅・みなとみらい 推進課	市庁舎 29階	045- 671-3516
	都市景観協議	地区の景観形成の方針、 行為指針に関する事前協議	○	○	関内地区	・建築物・工作物の新築、増築、外観 変更等 ・屋外広告物の表示等	設計の早い段階 (計画立案時)	都市整備局 都心再生課	045- 671-2673		
					山手地区			都市整備局 都心再生課	045- 671-2673		
					みなとみらい21中央地区			都市整備局 横浜駅・みなとみらい 推進課	045- 671-3516		
	敷地外駐車施設等の定期報告 (横浜市駐車場条例)	敷地外駐車施設等の定期報告	○	○	市街化調整区域と1低専、2低専を除く全域	横浜市駐車場条例第10条第1項から第4項までの規定により設置された、敷地外駐車施設、共同荷さばき駐車施設等	(1) 工事完了時 (2) 工事完了年度の翌年度以降 毎年度1回	都市整備局 都市交通課	045- 671-3853		
	駐車場法の手続	路外駐車場の届出	○	○	全域	駐車ます部分の面積が500㎡以上で一般公共の用に供される有料駐車場の設置	①設置届 工事着手前まで ②管理規程届 供用開始後10日以内まで	都市整備局 都市交通課	045- 671-3853		
屋外広告物設置許可申請 (横浜市屋外広告物条例、同施行規則)	良好な景観を形成し、若しくは風致を維持するため、屋外広告物の規制			○	全域	屋外広告物の表示又は設置。ただし、自家用屋外広告物の総面積が10㎡以下(一部地域は5㎡以下)のものは除く。	事前に規制内容が確認されている場合は、設置の1ヶ月前	都市整備局 景観調整課	045- 671-2648		

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
環境 創造 局	地域冷暖房推進指針 の手続き	地域冷暖房推進地域内で 一定規模以上の建築等を行 う場合の届出	○	○		地域冷暖房 推進地域	延べ面積20,000㎡以上の建築物の 建築(改築含む)、又は地域冷暖房 推進地域を1ha以上含む区域の開 発	建築確認申請又 は都市計画法第 32条の規定に基 づく協議開始の 前まで (横浜市電子申 請システムでの 届出。)	環境創造局 環境エネルギー課	市庁舎 23階 ※事前予約制	045- 671-2681
	再生可能エネルギー導 入検討報告制度	太陽光発電・太陽熱利用・ その他の再生可能エネル ギーの導入検討結果の報 告	○			全域	床面積の合計が2,000㎡以上の建築 物の新築、増築又は改築	建築確認申請の 21日前まで (横浜市電子申 請システムでの 報告)	環境創造局 環境エネルギー課		045- 671-2681
環境 創造 局	条例に定める一定の作 業を行う「指定事業所」 を設置・変更する場合 の許可(横浜市生活環 境の保全等に関する条 例)	公害防止を目的とした建 築物の構造及び施設の制 限	○		○	全域	建築物の建築・工作物の建設・施設 の設置・変更(排煙、粉じん、悪臭、排 水、騒音又は振動により公害を生じ させるおそれがある事業所で施行規 則で定める作業を行うもの)	設置・変更工事 の35日前まで	環境創造局 環境管理課	市庁舎 27階	045- 671-2733
	土壌汚染に関する手続 (土壌汚染対策法、横 浜市生活環境の保全等 に関する条例)	2,000㎡以上の掘削、盛土 工事を行う場合の届出や 土壌調査	○	○	○	全域	・2,000㎡以上の掘削、盛土工事	・2,000㎡以上の 掘削、盛土工事 に着手する日の 30日前まで	環境創造局 水・土壌環境課		045- 671-2494
	土壌汚染に関する手続 (土壌汚染対策法、横 浜市生活環境の保全 等に関する条例)	特定有害物質を使用等し ている事業所を廃止する 場合又は特定有害物質使 用等事業所の敷地内の土 地で掘削、盛土工事を行う 場合の土壌調査や土壌対 策	○	○	○	全域	・特定有害物質を使用等している又 はしていた事業所の廃止 ・特定有害物質を使用等している又 はしていた事業所の敷地内の土地の 掘削、盛土工事	・事業所を廃止し た日から30日以 内 ・掘削、盛土工事 に着手する日の 30日前まで	環境創造局 水・土壌環境課		045- 671-2494
	土壌汚染に関する手続 (土壌汚染対策法、横 浜市生活環境の保全 等に関する条例)	土壌汚染があり区域指定 された土地で工事を行う 場合の拡散防止対策	○	○	○	形質変更時 要届出区 域、条例形 質変更時 要届出区 域	・指定された区域内での工事	・工事に着手する 日の14日前まで	環境創造局 水・土壌環境課		045- 671-2494
	掘削・工事排水に関す る届出(横浜市生活環 境の保全等に関する条 例第105条)	建設工事により発生する 排水を直接公共用水域に 排出する場合の届出	○	○	○	全域	工事排水量が $10\text{m}^3/\text{日}$ 以上の工事 を行う事業者	工事排水の排出 を開始する30日 前まで	環境創造局 水・土壌環境課		045- 671-2489

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
	開削工事、トンネル工 事の届出(横浜市生活 環境の保全に関する条 例第114条)	開削工事、トンネル工事を 行う場合の届出	○	○	○	全域	開削工事：掘削深さが地表下4m以 上かつ掘削面積500㎡以上 ・トンネル工事：仕上がり内径1.35m 以上かつ延長100m以上	掘削作業を開始 する日の30日前 まで	環境創造局 水・土壌環境課		045- 671-2494
	特定建設作業実施届 出(騒音規制法、振動 規制法)	特定建設作業(著しい騒 音・振動を発生する作業) を行う場合の届出	○	○	○	工業専用地 域を除く地 域	騒音規制法施行令別表第2及び振 動規制法施行令別表第2に掲げる作 業	特定建設作業の 開始の日の7日 前まで(届出日、 作業開始日を除 く)	環境創造局 大気・音環境課		045- 671-2485
	特定施設の設置の届 出(騒音規制法・振動 規制法)	特定施設(送風機・圧縮機 等)を設置する場合の届 出	○	○	○	工業専用地 域を除く地 域	騒音規制法施行令別表第1及び振 動規制法施行令別表第1に掲げる施 設	特定施設の設置 工事の開始の日 の30日前まで			
	石綿(アスベスト)事前 調査結果報告 (大気汚染防止法)	解体等工事に伴うアスベ ストの事前調査の報告	○	○	○	全域	①床面積合計80m <sup>2</sup> 以上の建築物の 解体工事 ②請負代金合計100万円以上の建築 物の改造・補修工事 ③請負代金合計100万円以上の工作 物の改造・補修工事	アスベストの事前 調査実施後速や かに			
環 境 創 造 局	特定粉じん排出等作業 実施届出書 (大気汚染防止法) 石綿排出作業開始届 出書 (横浜市生活環境の保 全等に関する条例)	解体等工事に伴う吹付け アスベスト等の解体、除去 等の作業についての届出	○	○	○	全域	・吹付け石綿 ・石綿を含有する断熱材・保温材・耐 火被覆材 ・石綿含有セメント建材(対象使用面 積計1000㎡以上)、石綿布	・大気汚染防止 法(作業開始の 14日前まで) ・横浜市生活環 境の保全等に関 する条例(作業開 始の7日前まで)	環境創造局 大気・音環境課	市庁舎 27階	045- 671-3843
	環境影響評価手続(横 浜市環境影響評価条 例)	環境影響評価手続	○	○	○	全域	条例施行規則第3条、4条 別表第1 に掲げる対象事業 (高層建築物の建設、開発行為等)	計画の立案段階	環境創造局 環境影響評価課	市庁舎 28階	045- 671-2495
	集合住宅等の防音対 策指導	幹線道路や鉄道に近接し て住宅を建築する場合の 防音対策	○	○		用地が幹線 道路や鉄道 の敷地境界 から50m以 内にあるも の。	①宅地開発：幹線道路や鉄道沿線に おいて、主に集合住宅を目的とした、 開発面積が0.1ha以上 ②建物：幹線道路や鉄道沿線におい て、●住居系地域、その他の地域→ 建物の高さ：10m以上、4階以上 ●近隣商業地域、商業地域、準工業 地域、工業地域→建物の高さ：15m 以上、5階以上	建築確認申請の 前	環境創造局 大気・音環境課	市庁舎 27階	045- 671-2485

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
	農地転用の許可申請・届出(農地法4条及び5条)	登記地目あるいは現況が農地である土地を農地以外のものに転用するための許可申請及び届出	○	○	○	市街化調整区域(許可)	登記地目あるいは現況が農地である土地を住宅建築・資材置場・駐車場など具体的に農地以外のものに利用する	事前相談後	中央農業委員会 (鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑区管轄)	都筑区役所4階(北部農政事務所内)	045-948-2475
						市街化区域(届出)			南西部農業委員会 (西・中・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷区管轄)	戸塚区役所8階(南部農政事務所内)	045-866-8495
	農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)	農業用途以外の土地利用が最も厳しく規制されている農用地で、農家分家住宅建築等の農業用途以外を目的とした行為をする場合の土地利用計画の変更	○			農業振興地域内農用地区域	農家分家住宅の建築等の農地転用を伴う行為等	計画立案の概ね半年から1年前	環境創造局 北部農政事務所	都筑区役所4階	045-948-2478
									環境創造局 南部農政事務所	戸塚区役所8階	045-866-8491
環境創造局	生産緑地地区の買取申出	市長に対する買取申出	○	○	○	生産緑地地区	農業従事者の死亡などにより農業の継続が困難になった場合に行う、市長に対する買取申出。市で買い取れず、他の農業者へのあっせんも不成立となった場合、申出から3か月後に開発行為制限が解除される。	計画立案の前	環境創造局 農政推進課	市庁舎 23階	045-671-2726 (事前予約制)
	生産緑地地区内における行為の制限に関する相談	開発行為の禁止区域。但し、公共施設及び農林漁業を営むために必要な施設等の設置にあたっての相談及び許可が可能	○		○	生産緑地地区	1. 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2. 土地の形質の変更	計画立案の前	環境創造局 農政推進課		045-671-2726 (事前予約制)
	緑地の保存等に関する協定(緑の環境をつくり育てる条例第8条)	開発審査会提案基準等に伴い、緑地の保存のための協定を締結	○	○	○		開発審査会提案基準による行為など	開発審査会等の前	環境創造局 みどりアップ推進課	市庁舎 27階	045-671-3946

手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口			
		建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話	
建築物の緑化協議(緑の環境をつくり育てる条例第9条)	建築物を建築する際事前に、市長と緑化協議する	○			全域(臨港地区の一部は港湾局)	敷地面積が500㎡以上の建築物の新築・増築 ※金沢地先埋立地再開発用地(金沢区幸浦一、二丁目、福浦一、二、三丁目)は500㎡未満であっても緑化協議が必要	建築確認申請の前に、緑化協議の通知書を取得	環境創造局 みどりアップ推進課		045-671-3946	
					工業港区を除く臨港地区(新港地区)			港湾局 賑わい振興課		市庁舎 30階	045-671-2888
					工業港区を除く臨港地区(新港地区以外)			港湾局 港湾管財課		市庁舎 30階	045-671-7080
緑化地域内の緑化率の制限(都市緑地法)	敷地面積の10%以上の緑化を行う	○			緑化地域(住居系用途地域内)	敷地面積が500㎡以上の建築物の新築・増築	建築確認申請の前に、緑化施設適合証明通知書を取得	環境創造局 みどりアップ推進課	市庁舎 27階	045-671-3946	
地区計画区域内の緑化率に関する制限(地区計画条例)	建築行為に際して地区計画の規定に定める緑化を行う	○			地区計画区域内	対象となる敷地面積、緑化率は地区計画に規定	建築確認申請の前に、緑化施設適合証明通知書を取得	環境創造局 みどりアップ推進課		045-671-3946	
都市緑地法(緑地協定)の手続	住宅地の緑地に関する協定について、市長が認可を行う		○	○	全域	土地所有者が、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めたとき	開発工事完了1ヶ月前	環境創造局 みどりアップ推進課		045-671-3447	
環境創造局	近郊緑地保全区域内行為届出(首都圏近郊緑地保全法)		○	○	○	近郊緑地保全区域内	・建築物その他の工作物の建築等 ・土地の形質の変更等 ・木竹の伐採 ・水面の埋立てまたは干拓 ・その他当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの(屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積等)	行為の着手前	環境創造局 みどりアップ推進課	045-671-3946	
	伐採届(森林法)	地域森林計画対象民有林内での伐採行為の届出	○	○	○	地域森林計画対象民有林	1ha以下の伐採	伐採を開始する90日前から30日前までの間	環境創造局 みどりアップ推進課	045-671-3946	

手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
		建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
特別緑地保全地区内 行為許可(都市緑地 法)	特別緑地保全地区内にお ける行為許可	○	○	○	特別緑地保 全地区内	・建築物その他の工作物の建築等 ・土地の形質の変更等 ・木竹の伐採 ・水面の埋立てまたは干拓 ・その他当該緑地の保全に影響を及 ぼすおそれのある行為で政令で定め るもの(屋外における土石、廃棄物又 は再生資源の堆積等)	行為の着手前	環境創造局 みどりアップ推進課	市庁舎 27階	045- 671-3946
近郊緑地特別保全地 区内行為許可(首都圏 近郊緑地保全法・都市 緑地法)	近郊緑地特別保全地区内 における行為許可	○	○	○	近郊緑地特 別保全地区 内	・建築物その他の工作物の建築等 ・土地の形質の変更等 ・木竹の伐採 ・水面の埋立てまたは干拓 ・その他当該緑地の保全に影響を及 ぼすおそれのある行為で政令で定め るもの(屋外における土石、廃棄物又 は再生資源の堆積等)	行為の着手前	環境創造局 みどりアップ推進課		045- 671-3946
緑地の保全のための制 限が適用される区域内 行為許可(地区計画条 例)	緑地の保全のための制限 が適用される区域内にお ける行為許可	○	○	○	地区計画区 域内で、緑 地の保全の ための制限 が適用され る区域内	・建築物その他の工作物の建築等 ・土地の形質の変更等 ・木竹の伐採 ・水面の埋立てまたは干拓 ・その他当該緑地の保全に影響を及 ぼすおそれのある行為で政令で定め るもの(屋外における土石、廃棄物又 は再生資源のたい積等)	行為の着手前	環境創造局 みどりアップ推進課		045- 671-3946

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
環境創造局 (一部区役所 (土木事務所 (含む)	排水設備等の計画確認申請(下水道条例第4条)		○	○	○	下水道事業認可区域	全ての建築行為	排水設備計画確認の申請時	各区土木事務所*	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(土木事務所一覽) <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html</a>	
	地下排水槽設置についての相談		○			下水道事業認可区域	中・高層建築物等の地下階の汚水を地下排水槽により排出する施設	建築確認申請の前	環境創造局 管路保全課	市庁舎 28階	045- 671-2829
	公共下水道台帳図の閲覧(下水道法)	横浜市のホームページからも閲覧できます。	○	○	○	全域			下水道台帳閲覧コーナー(環境創造局管路保全課)	市庁舎 2階	045- 671-2832
	公共下水道供用開始区域図の閲覧(下水道法)	横浜市のホームページからも閲覧できます。	○	○	○	下水道事業認可区域			各区土木事務所*(所管区のみ)	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(土木事務所一覽)	
	水質汚濁防止法	公共用水域に排水する事業場で、特定施設を設置する場合			○	公共用水域に汚水又は雨水を排水する区域	・特定施設を設置する場合	工事着手の60日前まで	環境創造局 水・土壌環境課	市庁舎 27階	045- 671-2489
	下水道法 横浜市下水道条例	・公共下水道を使用する場合 ・下水道に排水する事業場で特定施設を設置する場合 ・下水道に排水する事業場で除害施設を設置する場合	○		○	排水区域(公共下水道により下水を排除できる区域)	・日最大で50m <sup>3</sup> 以上または水質基準に適合しない下水を排除する場合 ・特定施設を設置する場合 ・除害施設の設置を行う場合 (除害施設:公共下水道を損傷するおそれのある汚水を排出する工場や事業場などが設置するもので、主に特定施設以外から排出された汚水を処理するために必要な施設)	・あらかじめ ・工事着手の60日前まで ・あらかじめ	環境創造局 水・土壌環境課	市庁舎 27階	045- 671-2835
	雨水・地下水等使用の公共下水道使用開始の届出(横浜市下水道条例)	雨水・地下水等(水道水以外)にかかる公共下水道使用開始届出			○	排水区域(公共下水道により下水を排除できる区域)	雨水・地下水等(水道水以外)を利用し公共下水道へ排出する場合は、水量の計測・認定方法の協議や公共下水道使用開始の届出が必要になります。	工事着手前	環境創造局 経理経営課	市庁舎 28階	045- 671-2826
	公共下水道一時使用許可申請	工事現場の排水の一時的な公共下水道への放流に関する許可	○	○	○	排水区域(公共下水道により下水を排除できる区域)	土木・建築工事等に伴う湧水、雨水、工事中排水時に、一時的に公共下水道を使用する場合(湧水、雨水はポンプを使用する場合)	放流する1か月前	各区土木事務所*	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(土木事務所一覽) <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html</a>	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
環境 創造局	公共下水道付近地掘削 届出	公共下水道の付近地での 掘さく工事に関する届出	○	○	○	公共下水道 管より深く 掘削する工 事	土木・建築工事等のため公共下水道 の付近を掘削する場合	工事着手1か月 前	各区土木事務所*	別紙1若しくは下記ホームペー ジを参照下さい。(土木事務所一覧) <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/doro /menu/20140225170306.html</a>	
	*各区土木事務所は現在各区役所に所属しています。										
道路局 (一部区役所 (土木事務所 含む)	水路の改廃		○	○	○	全域	横浜市下水道条例に規定する一般 下水道の改廃を行う場合	—	道路局 河川管理課 (権限移譲・資産管 理担当)	市庁舎 22階	045- 671-2856
	河川・水路占用の許 可・自費工事申請(河 川法・横浜市下水道条 例)	市が管理する河川・水路 の占用許可、自費工事に 関する許可	○	○	○	市が管理す る河川・水 路	河川区域内・水路敷地内の占用行 為、自費工事	—	各区土木事務所*	別紙1若しくは下記ホームペー ジを参照下さい。(土木事務所一覧) <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/doro /menu/20140225170306.html</a>	
	特定都市河川流域内 における雨水浸透阻害 行為の許可(特定都市 河川浸水被害対策法 第30条)	一定規模(1,000㎡)以上 の雨水浸透阻害行為(土 地からの流出雨水量を増 加させるおそれのある行 為)を行う場合、雨水貯留 浸透施設設置を義務付け	○	○	○	特定都市河 川等に指定 された区域 (一級河川 鶴見川水 系・二級河 川境川水 系)	1.「宅地等」にするために行う土地 の形質の変更 2. 土地の舗装 3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場 等の設置 4. ローラー等により土地を締め固め る行為	雨水浸透阻害行 為を行う前	道路局 河川管理課 (協議指導担当)	市庁舎 22階	045- 671-2898
	道路占用の許可・自費 工事申請(道路法)		○	○	○	全域	公道の占用 歩道の切り下げ等の自費工事	—	各区土木事務所*	別紙1若しくは下記ホームペー ジを参照下さい。(土木事務所一覧) <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/doro /menu/20140225170306.html</a>	
	道路認定・廃止(道路 法)		○	○	○	全域	道路法による道路の認定及び廃止を 行う場合	—	道路局 路政課(改廃担当)	市庁舎 21階	045- 671-2766



	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
	道路台帳等の閲覧(道路法)	よこはま建築情報センターまたはインターネット、各区土木事務所で閲覧できます。	○	○	○	全域		—	道路局道路調査課	市庁舎2階、インターネット、各区土木事務所	045-671-2774
	境界調査図の閲覧(各区分)		○	○	○	全域		—	各区土木事務所*	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(土木事務所一覧) <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/doro/sonota/20140225170306.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/doro/sonota/20140225170306.html</a>	
	境界調査図の閲覧(市境のみ)		○	○	○	全域		—	道路局道路調査課	市庁舎21階	045-671-2795
道路局	自転車駐車場の附置等に関する条例の手続き		○			市街化区域	駐輪需要を発生させる集客施設及び共同住宅を新築又は増築する場合	建築確認申請の前	道路局交通安全・自転車政策課	市庁舎22階	045-671-3644
*各区土木事務所は現在各区役所に所属しています。											
資源循環局	ごみ集積場所設置基準(開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築)	居住する者の利便の向上を図るとともに収集作業の効率性と安全性を確保するため、ごみ集積場所の設置について事前協議を行う	○			全域	開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築	計画立案の前	資源循環局業務課計画係	市庁舎23階	045-671-2551
	開発行為に伴うごみ集積場所に関する要綱 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shuseki/yoko.files/0011_20210401.pdf">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shuseki/yoko.files/0011_20210401.pdf</a>								各区の資源循環局事務所	「ごみ集積場所設置基準(別紙1)」若しくは下記ホームページ(資源循環局事務所一覧)を参照下さい。 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/jimusho.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/jimusho.html</a>	

手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
		建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
ごみ集積場所設置基準 (一戸建て住宅及び共同 住宅の建築)	居住する者の利便の向上 を図るとともに収集作業の 効率性と安全性を確保す るため、ごみ集積場所の 設置について事前協議を 行う	○	○	○	全域	一戸建て住宅及び共同住宅の建築	計画立案の前	各区の資源循環局 事務所	「ごみ集積場所設置基準(別紙 1)」若しくは下記ホームページ(資 源循環局事務所一覧)を参照下さ い。  <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/jimusho.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/jimusho.html</a>	
浄化槽設置の事前手 続き(浄化槽設置に関 する事務取扱要綱)(浄 化槽指導基準)	・「浄化槽設置計画書」の 提出 ・浄化槽の不適正な構造 や人槽の設置、排水設備 の未整備を防止	○			下水道処理 区域外	新築の建築物	建築確認申請の 前	資源循環局 一般廃棄物対策課	市庁舎 23階	045- 671-2547
既存浄化槽の取扱い (浄化槽指導基準)	既存浄化槽の使用可否に ついて審査	○			下水道処理 区域外	増改築の建築物	建築確認申請の 前(建築確認申 請が不要でも浄 化槽の届出内容 に変更がある場 合は事前相談)	資源循環局 一般廃棄物対策課		045 -671-2547
廃棄物・再利用対象物 の保管場所設置届の 提出(廃棄物等の減量 化、資源化及び適正処 理に関する条例)	大規模建築物から排出さ れる廃棄物及び再生利用 対象物の保管施設につい ての事前協議及び届出	○			事業の用に 供する建築 物	・「大規模小売店舗立地法」第2条第 2項に規定する店舗 ・小売店舗のうち、小売業を行うため の店舗の用に供する部分の延べ床 面積が500㎡を超え1,000㎡以下の もの ・事業用途の延べ床面積の合計が 3,000㎡以上の建築物	建築確認申請や 建築基準法等に 基づく許可申請 の前	資源循環局 一般廃棄物対策課		045- 671-3818
一定規模以上の建設 工事等の届出(建設工 事に係る資材の再資源 化等に関する法律(建 設リサイクル法))	建設工事に伴い発生する 廃棄物の分別及び再資源 化	○	○	○	全域	特定建設資材を用いた(または使用 する)次の工事 ①建築物の解体工事は床面積の合 計80㎡以上、②建築物の新築・増築 工事は床面積の合計500㎡以上、③ 建築物の修繕・模様替等工事は請負 代金の額1億円以上、④建築物以外 の工作物の工事(土木工事等)は請 負代金の額500万円以上	工事に着手しよ うとする日の7日前 まで	資源循環局 産業廃棄物対策課 (建設リサイクル担 当)	045- 671-3446	
建築物の解体工事の 届出等(建築物の解体 工事に係る指導要綱)	建築物の解体工事に伴い 発生する廃棄物の分別及 び再資源化			○	全域	特定建設資材を用いた建築物の床 面積の合計が80㎡未満の解体工事	工事に着手しよ うとする日の7日前 まで	資源循環局 産業廃棄物対策課 (建設リサイクル担 当)	市庁舎 23階	045- 671-3446

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
	廃棄物が地下にある土地の形質の変更(廃棄物の処理及び清掃に関する法律・横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱)	最終処分場跡地における土地の形質変更の届出	○	○	○	廃棄物が地下にある土地	廃棄物が地下にある土地であって土地の形質の変更を行おうとするもの	着手する日の30日前まで(法)、着手前(要綱)(届出に際し事前協議が必要です)	資源循環局 産業廃棄物対策課 (施設指導係)		045-671-2515
	産業廃棄物排出事業所届出(横浜市産業廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則)	アスベスト廃棄物の適正処理に関すること			○	全域	(1)特別管理産業廃棄物 (2)石綿含有産業廃棄物(石綿を含有する建設資材の使用面積の合計が1,000㎡以上である工作物の解体等に伴って生じたもの)	当該工作物の解体等に着手する7日前まで	資源循環局 産業廃棄物対策課 (排出指導係)		045-671-2513,2514
資源循環局	産業廃棄物の事業場外保管の届出(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	建設工場の排出工事現場以外で産業廃棄物を自ら保管するときの届出			○	全域	建設工事(新築、改築、除去)に伴い生ずる産業廃棄物を生ずる事業場の外において、300平米以上である場所で自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとする場合	保管場所の設置前	資源循環局 産業廃棄物対策課 (排出指導係)	市庁舎 23階	045-671-2513,2514
	再生利用計画書(横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る指導要綱)	建設系廃棄物を自ら建設資材として再生利用するときの計画			○	全域	排出事業者が建設系廃棄物を自ら適正に利用できる品質にした上で、建設資材として再生利用する場合	再生利用工事着手の7日前まで	資源循環局 産業廃棄物対策課 (排出指導係)		045-671-2513,2514
消防局	建築物(防火対象物)の建築、用途変更等に伴う消防設備等の設置及び変更(火災予防条例第78条)		○			全域	・確認申請又は計画通知(階数5以上又は延べ面積3,000㎡を超えるもの) ・計画通知(火災予防規則第34条に定める消防用設備等を設置する場合)	建築確認申請時	消防局 指導課消防設備担当	保土ヶ谷区総 合庁舎5階	045-334-6633~6
	建築物等の新築、増改築、用途変更及び消防設備等の設置、変更等に関する手続(消防法、火災予防条例)	建築物(防火対象物)を使用する前に届け出て消防検査を受ける(火災予防条例第73条)	○			全域	・確認申請(階数4以下又は延べ面積3,000㎡以下のものうち、火災予防規則第34条に定める消防用設備等を設置する場合) ・建築物(防火対象物)をそれぞれの用途に使用する場合		各消防署総務・予防課又は予防課指導担当		
								使用開始日の7日前まで	各消防署総務・予防課又は予防課指導担当		<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai_kyukyu_bohan/shobo/shobosho/18svosyo.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai_kyukyu_bohan/shobo/shobosho/18svosyo.html</a>

手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
		建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
	消防用設備等を設置及び変更した場合に届け出て検査を受ける(消防法第17条の3の2)	○			全域	・延べ面積300㎡以上の建築物等の消防用設備等 ・特定用途が1階、2階及び避難階以外の階に存し、当該階から階段がーのもの(屋外に設けられる階段等は除く。) ・6項口等の建築物の消防用設備等	消防用設備等の設置に係る工事が完了してから4日以内	各消防署総務・予防課又は予防課指導担当		
消防局  危険物施設の設置等に関する手続き(消防法第11条)	設置	○		○	全域	・指定数量の倍数が50以上又は1,000㎡以上の製造所又は一般取扱所 ・指定数量の倍数が150以上又は軒高6m以上の屋内貯蔵所 ・屋外タンク貯蔵所 ・屋内(営業用)、航空機、船舶及び鉄道給油取扱所 ・移送取扱所	工事の着手前	消防局 保安課危険物担当	保土ヶ谷区総 合庁舎5階	045- 334-6622~5
						・前記以外の危険物施設	工事の着手前	各消防署総務・予防課又は予防課指導担当	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(建築物等の所在地を所管する消防署) <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai/kyukyu_bohan/shobo/shobosho/18syosyo.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai/kyukyu_bohan/shobo/shobosho/18syosyo.html</a>	
	変更	○		○	全域	・指定数量の倍数が100以上の製造所又は一般取扱所 ・特定屋外タンク貯蔵所 ・移送取扱所	工事の着手前	消防局 保安課危険物担当	保土ヶ谷区総 合庁舎5階	045- 334-6622~5
						・前記以外の危険物施設	工事の着手前	各消防署総務・予防課又は予防課指導担当	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(建築物等の所在地を所管する消防署) <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai/kyukyu_bohan/shobo/shobosho/18syosyo.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai/kyukyu_bohan/shobo/shobosho/18syosyo.html</a>	
少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱所の開始等に関する手続き(火災予防条例第76条)	開始	○		○	全域	・開始する場合	開始前	各消防署総務・予防課又は予防課指導担当 消防出張所	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(建築物等の所在地を所管する消防署) <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai/kyukyu_bohan/shobo/shobosho/18syosyo.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai/kyukyu_bohan/shobo/shobosho/18syosyo.html</a>	
	変更	○		○	全域	・変更する場合	変更前			
	廃止	○		○	全域	・廃止する場合	廃止前			

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
	火を使用する設備等の設置等に関する手続き(火災予防条例第74条)	火を使用する設備、電気設備等を設置する場合は、事前に届け出て、検査を受ける	○		○	全域	・火を使用する設備、変電設備、発電設備、蓄電池設備、燃料電池発電設備の設置	設置の5日前まで	各消防署総務・予防課又は予防課査察担当 消防出張所 (燃料電池発電設備設置(変更)届出書は各消防署総務・予防課又は予防課査察担当に限ります。)	建築物等の所在地を所管する消防署又は消防出張所	各消防署は上記参照 (消防局指導課 045-334-6643~6)
消防局	火薬類の製造施設、火薬庫の設置等に関する手続き(火薬類取締法)	設置	○		○	全域	・火薬類製造施設 ・火薬庫	工事の着手前	消防局 保安課火薬・高圧ガス保安係	保土ヶ谷区総合庁舎5階	045-334-6407
		変更	○		○	全域	・火薬類製造施設 ・火薬庫	工事の着手前	消防局 保安課火薬・高圧ガス保安係		045-334-6407
	高圧ガス施設の設置等に関する手続き(高圧ガス保安法)	設置	○		○	全域 (コンビナート地域を除く※)	・第一種製造者 ・第一種貯蔵所 ・第二種製造者 ・第二種貯蔵所 ・特定高圧ガス消費者	工事の着手前 事業開始の20日前まで (第二種貯蔵所は開始前まで)	消防局 保安課火薬・高圧ガス保安係		045-334-6407
		変更	○		○	全域 (コンビナート地域を除く※)	・第一種製造者 ・第一種貯蔵所 ・第二種製造者 ・第二種貯蔵所 ・特定高圧ガス消費者	工事の着手前 変更前	消防局 保安課火薬・高圧ガス保安係		045-334-6407
※コンビナート地域 鶴見区(安善町(東日本旅客鉄道株式会社鶴見線以南の区域に限る。)、扇島(川崎市と横浜市との境界線以西の区域に限る。)、末広町、大黒町、生麦一丁目及び生麦二丁目の区域に限る。)、神奈川区(宝町、恵比須町及び守屋町四丁目(首都高速道路神奈川一号横羽線以南の区域に限る。))、中区(豊浦町及び千鳥町の区域に限る。))及び磯子区(鳳町、新磯子町及び新森町の区域に限る。)の区域 ※上記、区域内での手続きは、神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課へ問い合わせ下さい。											

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
経済局	大規模小売店舗の新設、変更の届出手続 (大規模小売店舗立地法、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱)	・開店や変更は届出から8か月の制限あり。 ・新設と一定の店舗面積となる変更は早期情報提供(出店概要書の早期提出と事前説明会等の開催)が必要。	○	○		全域	・大規模小売店舗(小売店舗面積が1千㎡超)の新設、施設配置・運営方法の変更。 ・早期情報提供は、新設する場合と、店舗面積の増加又は建替えて6千㎡以上又は2倍以上の店舗面積に変更する場合。	早期情報提供の出店概要書提出は、建築確認申請の3か月前又は届出の3か月前	経済局 商業振興課	市庁舎 31階	045-671-3488
	横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準	・工業地域等の生産環境の保全 ・市民の安全な居住環境の確保	○			工業地域 準工業地域	敷地面積が500㎡以上の共同住宅・寮等の新築を行う場合	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の概ね3ヶ月以上前	経済局 ものづくり支援課		045-671-3490
	工業集積地域における大規模土地取引前の届出(横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱)	・土地取引契約の6か月前までに売主が届出を行う。 ・届出を受けた横浜市は土地利用に関する助言を行う。				工業集積地域	5,000㎡以上の土地の取引契約	契約の6か月前まで	経済局企業誘致・立地課 (建築局企画課)		045-671-3485 (045-671-3655)
経済局	工場立地法	特定工場の新設・変更に対する届出義務等(内容:生産施設面積割合の規制、緑地・環境施設等の設置義務、緑地・環境施設の位置) 【特定工場】 製造業、電気・ガス・熱供給業者で、かつ敷地面積9千㎡又は建築面積3千㎡以上の工場	○	○		全域	・生産施設新設、増設、生産製品変更 ・緑地面積、環境施設面積の変更 ・敷地面積の変更など	着工の90日前(申請により30日まで短縮可能)	経済局 企業誘致・立地課	市庁舎 31階	045-671-3485

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その 他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
健康 福祉 局	横浜市福祉のまちづくり条例に基づく協議(建築物以外)	道路(立体横断施設)、公園、公共交通機関の施設に関する事前協議・完了届出	○	○	○	全域	指定施設である道路(立体横断施設)、公園、公共交通機関の施設を新設又は改修する場合	工事に着手しようとする日の30日前	健康福祉局 福祉保健課	市庁舎 15階	045- 671-2387
	墓地等の経営、変更許可(墓地、埋葬等に関する法律)	墓地、納骨堂の経営、変更の許可	○	○	○	全域	墓地等の経営、変更	計画説明概要報告書の提出の翌日から30日以降(ただし、紛争の解決の申出がなされた場合にあっては、紛争の調整又は調停の終了後)	健康福祉局 生活衛生課	市庁舎 21階	045- 671-2457
	住宅宿泊事業(民泊)の届出(住宅宿泊事業法)	住宅宿泊事業(民泊)の届出			○	全域	住宅宿泊事業(民泊)の届出	事業開始前	健康福祉局 生活衛生課		045- 671-2447
港湾 局	臨港地区内行為届出(港湾法第38条の2)	臨港地区内で一定規模以上の工場または事業場の新設や増設を行う場合の届出	○			臨港地区	床面積の合計が2,500㎡以上又は敷地面積が5,000㎡以上	工事に着手しようとする日の60日前	港湾局 港湾管財課		045- 671-7080
	横浜港臨港地区内の建築物建設届(横浜港臨港地区内の分区における建築物の規制に関する条例)	臨港地区内での建築物建設において分区用途に基づく用途制限	○			臨港地区	全ての建築行為	建築確認申請の前	港湾局 港湾管財課	市庁舎 30階	045- 671-7080
	横浜港臨港地区内の建築物建設許可申請(横浜港臨港地区内の分区における建築物の規制に関する条例)	臨港地区内での建築物建設において分区用途に基づく用途制限上、適合構築物ではないが、公益上やむを得ないと認められる場合	○			臨港地区	条例上の適合構築物ではないが、公益上やむを得ないと認められる場合	建築確認申請の前	港湾局 港湾管財課		045- 671-7080

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
港湾局	みなと色彩計画事前協議 (みなと色彩計画実施要綱)	横浜港における建築物の建築行為又は塗装行為についての色彩指導	○	○	○	みなと色彩計画区域(うち新港地区)	みなと色彩計画区域(うち新港地区以外)	当該工事の前	港湾局 賑わい振興課	市庁舎 30階	045- 671-2888
						みなと色彩計画区域(うち新港地区以外)			港湾局 港湾管財課	市庁舎 30階	045- 671-7080
	景観計画区域内の届出	景観計画に基づく行為の届出	○		○	みなとみらい21新港地区	・建築物・工作物の新築、増築、外観変更等 ・特定照明(ライトアップ)※一部	工事着手の31日前まで	港湾局 整備推進課	市庁舎 30階	045- 671-7342
	都市景観協議	地区の景観形成の方針、行為指針に関する事前協議	○		○	みなとみらい21新港地区	・建築物・工作物の新築、増築、外観変更等 ・屋外広告物の表示等 ・特定照明(ライトアップ)	設計の早い段階(計画立案時)	港湾局 整備推進課		045- 671-7342
こども青少年局	横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱	マンション等を開発する場合に保育施設等の設置について協力を要請する制度	○	○	○	全域	①共同住宅の新築、増築及び改築の土地利用計画で横浜市土地利用総合調整会議要綱に基づき「土地利用相談書」が提出された場合 ②地区画整理事業や市街地再開発事業等に該当する事業で、「市街地開発事業において整備する公共施設等の設計に関する技術指針」に基づく事前協議の申し出がされた場合	各種法令手続の6か月前	保育対策課	市庁舎 13階	045- 671-4469
						待機児童対策重点地域	待機児童対策重点地域で①50戸以上の共同住宅、②1フロア100㎡以上のテナントを保有するビル				
市民局	住居表示	住居表示制度に関すること			○	住居表示実施地区			市民局 窓口サービス課 住居表示担当	市庁舎 12階	045- 671-2320
		住居番号の設定手続			○	住居表示実施地区	家屋の建築	建築物を新築等した際	各区役所戸籍課登録担当	各区役所戸籍課登録担当	



	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
教育 委員 会 事 務 局	集合住宅等建設計画 届出書の提出(マンション等集合住宅建設にか かる事前協議要領)	児童・生徒数の急増の原 因になるものについて、学 校の受入対策の検討調整 を行うための情報提供及 び事前協議	○	○		全域	原則50戸以上(戸建住宅は30戸以 上)の住宅建設計画のうち、2DK以 上のファミリータイプのもの	計画立案段階	教育委員会 学校計画課	市庁舎 11階	045- 671-3252
	埋蔵文化財発掘の届 出(文化財保護法)	埋蔵文化財包蔵地内にお ける土木工事等のための 届出	○	○	○	全域	土地形質の変更、建築物の建築、工 作物の建設等	工事着手しようとする日の60日前 まで	教育委員会 生涯学習文化財課	市庁舎 14階	045- 671-3284
水道 局	管路情報閲覧システム による管路情報の提供	上水道管路情報のうち個 人情報および給水装置の 宅地部分を除いた情報	○	○	○	全域			管路情報閲覧 コーナー(水道局 配水課)	市庁舎 2階	045- 331-6520
									給水工事 受付センター	ホームページをご参照ください。 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/suido/sohiki-gyomu/default2022081508534.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/suido/sohiki-gyomu/default2022081508534.html</a>	
交通 局	横浜市営地下鉄の近接で 行なわれる建築工事等の 協議	工事場所及び工事規模によ る地下鉄構造物への影響確 認	○	○	○	横浜市営地 下鉄沿線	・建築物の新設・撤去、土地改変(切土盛 土)、掘削を伴う工事、基礎杭等の打設 ・地上構造物(高架橋・盛土・掘削)近くの 工事・足場組立・重機等を使用する工事	計画立案段階で 打合せ	交通局工務部 施設課	ホームページをご参照ください。 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/koitsu/toiawase/toiawase/kinsetsu.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/koitsu/toiawase/toiawase/kinsetsu.html</a>	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
各区役所	興行場の営業許可(興行場法)	映画館、劇場等の営業の許可	○		○	全域	興行場の営業	施設完成時	各福祉保健センター 生活衛生課	別紙1を参照下さい。 (各福祉保健センター生活衛生課一覽)  *許可基準等に関する事前相談を各福祉保健センターで行なっていますので、申請・届出等のご相談下さい。	
	旅館業施設の事前審査(旅館業施設の設置等に関する事前手続き要綱)	旅館業施設の外観等の基準の審査、周辺の学校等への意見照会	○		○	全域	旅館業施設の建築又は外観変更等	建築確認申請の前			
	旅館業の営業許可(旅館業法)	ホテル、旅館等の営業の許可	○		○	全域	旅館業施設の営業	施設完成時			
	公衆浴場の営業許可(公衆浴場法)	公衆浴場(銭湯、サウナ等)の営業の許可	○		○	全域	公衆浴場の営業	施設完成時(一般公衆浴場の許可申請は、建築工事着手前)			
	理容所・美容所の開設届出(理容師法、美容師法)	理容所、美容所の開設前の届出	○		○	全域	理容所、美容所の開設	施設完成時			
	クリーニング所の開設届出(クリーニング業法)	クリーニング所の開設前の届出	○		○	全域	クリーニング所の開設	施設完成時			
	動物取扱業の営業の登録(動物の愛護及び管理に関する法律)	動物取扱業の営業の登録	○			全域	動物取扱業の営業	施設完成時			
	特定建築物の事前指導(建築物衛生法(ビル管理法)・横浜市特定建築物事前指導に関する事務手続き要領)	建築基準法第93条第5項の規定に基づき、特定建築物の衛生的な維持管理に適した構造設備を確保する	○			全域	特定建築物(多数の人が利用する延べ面積が3,000㎡以上の事務所、店舗、ホテルなどの建築物)の建築	建築確認申請の前			
	特定建築物の使用開始(建築物衛生法(ビル管理法)・特定建築物の届出等事務取扱要綱)	竣工後、特定建築物の使用開始届	○		○	全域	特定建築物の使用開始	使用開始後、1月以内			
受水槽施設等の事前指導(横浜市受水槽等事前指導に関する事務手続き要領)	「受水槽等給水設備の設計、施工に関する衛生上の指導指針」にそって、受水槽等施設の設置計画に対して事前に指導	○			全域	受水槽施設設置の計画	建築確認申請の前				
「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」に関する相談	シックハウス症候群による健康被害防止のための取組	○			全域	保育所・幼稚園・福祉施設・学校等、多数の市民が利用する建築物の建設(新築・改築・改修等)	-				

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口			
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話	
外部 機関 等	急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法 律の許可		○	○	○				神奈川県横浜川崎 治水事務所	西区岡野 2-12-20	045- 411-2500(代表)	
	電気事業法(高圧線下 の建築制限)		○	○					東京電力 (鶴見・横浜・藤沢各 支社)	神奈川カスタ マーセンター	0120-99-5772 045-394-2176	
	ガス事業法(ガス本管 埋設状況確認等)		○	○					東京ガス株式会社	Fax 03-5400- 3174	0570-002211 03-5400-3173	
	鉄道近接敷地で工事を 行う場合等の協議	JR東日本		○	○		JR東日本 沿線			東日本旅客鉄道(株)	横浜保線技術 センター	JR東日本HPを確 認
		JR東海(東海道新幹線)		○	○		新幹線沿線			東海旅客鉄道(株) 新横浜保線所	港北区新横浜 1-8-2	045-475-0716
		京浜急行線(京急)		○	○		京急沿線			京浜急行電鉄(株)	京急案内セン ター	045-441-0999
		相模鉄道線(相鉄)		○	○		相鉄沿線			相模鉄道(株)	お客様センター	045-319-2111
		東急東横線		○	○		東横沿線			東京急行電鉄(株) 鉄道事業本部土木	世田谷区奥沢 3-47-17	03-5754-0205
		みなとみらい線		○	○		みなとみら い線沿線			横浜高速鉄道(株) 財務課	中区元町1-11	045-664-1622
		シーサイドライン		○	○		シーサイ ドライン沿線			横浜新都市交通(株) 技術部工務課	金沢区幸浦2- 1-1	045-787-7011
横浜市営地下鉄		○	○					P 27 交通局参照				

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
外部 機 関 等	国道境界(査定・占用許可)		○	○					国土交通省 関東整備局 横浜国道事務所	神奈川県三ツ沢西町13-2	045-311-2981(代表)
	風俗営業法		○		○				各所轄警察署		
	大規模建築物の駐車施設 県警協議 (延べ面積10000㎡以上)		○						神奈川県警本部交通規制課 道路協議担当	中区海岸通2丁目4番	045-211-1212(代表)
	電波法の手続(高さ31mを超える建築物・工作物)		○		○				総務省 関東総合通信局	東京都千代田区九段南1-2-1	03-6238-1763
	県の管理する河川の占有許可書		○	○	○	県の管理する河川占有許可			神奈川県横浜川崎治水事務所	西区岡野2-12-20	045-411-2500(代表)
	国有地(青地・里道・畦畔等)の境界確定・購入手続き		○	○					財務省 関東財務局 横浜財務事務所	中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎12階	045-681-0931(代表)
特定開発事業温暖化対策計画書制度		○	○					神奈川県庁 環境農政局環境部 環境計画課(計画書審査グループ)	中区日本大通1 新庁舎3階	045-210-4083	